

大阪市告示第1351号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
学校法人帝塚山学院	大阪市住吉区帝塚山中三丁目10番51号	令和6年11月26日から 令和11年12月31日まで
特定非営利活動法人ニューメディア人権機構	大阪市港区波除四丁目1番37号 HRCビル9階	令和6年7月25日から 令和11年7月24日まで
社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会	大阪市住吉区浅香一丁目8番47号住吉区在宅サービスセンター内	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで

（財政局税務部課税課）